

## 活動組織募集案内

募集期間 令和6年4月4日（木）～5月2日（木）

福岡県森林組合連合会  
（地域協議会）

地域住民等が中心となった任意組織（活動組織）が実施する、地域の里山林の保全管理等の取組に対し、一定の費用を国（県、市町村）が支援します。なお、交付金の申請にあたっては、福岡県森林組合連合会（地域協議会）に申込みをしてください。

### 1 対象となる活動組織

活動組織は、森林所有者、地域住民、自治会等の地域の実情に応じた、3名以上の者で構成する。

※活動組織は、「6 交付金の要件」を満たす必要があります。

### 2 対象となる森林

本交付金の対象となる森林は、面積が0.1ha以上あり、かつ森林経営計画が策定されていない森林です。また、申請事務手続きをする前に、森林の所有者の方と最低3カ年間の協定を結ぶ必要があります。

※0.1ha未満の点在する里山林は、活動の対象と認められません。

### 3 事業実施期間等

本事業は、1期3か年計画の承認をもって事業実施が可能となります。

新規に申請する活動組織は、令和6年度から令和8年度※1までの3年間の活動計画を策定し、計画に沿って申請・事業の実行をお願いします。

なお、計画は1期3か年ですが、申請は単年度ごとに行っていただきます。

年度ごとの活動については、毎年採択申請書（様式第12号）・活動計画書（様式第11号）・計画図面を提出して頂きます。審査の結果、前年度において採択を受けた場合でも、次年度において採択を受けられない場合があります。

※1 森林・山村多面的機能発揮対策 実施要綱 第5実施期間「令和4年度から令和8年度までとする」とあるため、令和9年度については、現時点では未定。

年度内の活動は、採択申請書提出後、審査会を経て、採択決定通知日から活動（里山林の整備、物品の注文購入、委託契約、保険加入等）を始めることができます。活動完了日は1月下旬までを目安とし、2月中旬までに実施状況報告書類をすべて提出するようにしてください。

#### 4 タイプ別メニューと交付単価

種類	単価（上限）	活動内容
①活動推進費	※初年度のみ 11.25万円	現地の林況調査、活動計画に基づく話し合い、当面の活動に必要な消耗品の購入等
②地域環境保全タイプ (里山林保全)	1年目 12万円/ha 2年目 11.5万円/ha 3年目 11万円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
③地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	1年目 28.5万円/ha 2年目 26.5万円/ha 3年目 24.5万円/ha	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
④森林資源利用タイプ	1年目 12万円/ha 2年目 11.5万円/ha 3年目 11万円/ha	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
⑤森林機能強化タイプ	800円/m	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り
⑥関係人口創出・維持タイプ	50,000円/年	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
⑦資機材・施設の整備	1/2以内（一部1/3以内）	地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ又は森林機能強化タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置

## 5 交付金の使途

区分	使 途
4 タイプ別メニュー欄 に掲げる ①～⑤	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・ なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品（⑦に掲げるものを 除く。）、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
4 タイプ別メニュー欄 に掲げる ⑥	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係 るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品 （⑦に掲げるものを除く。）、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運 搬費、書籍、委託料、印刷費等
4 タイプ別メニュー欄に 掲げる ⑦（購入額の1/2）	【機材関係】刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チ ッパー、わな、携帯型GPS機器、 【資材関係】電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割 り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作 業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の 簡易なトイレ（関係人口創出・維持タイプの活動で使 用するものにあっては、賃借料に限る。）、無煙炭化機 【その他】キノコの菌、苗木、枝打ちはしご、台車、運搬車、基礎 ありの看板、一輪車 ※汎用性のある物品等は対象外
4 タイプ別メニュー欄 に掲げる ⑦（購入額の1/3）	【機材関係】林内作業車、薪割り機、薪ストーブ 【資材関係】炭焼き小屋

※ 土地の借上料、食料費、振込手数料、資機材購入に伴う代引き手数料等は対象外です。

※ 機材等に係るメンテナンス費用は対象外です。

※ 電気工具は対象外です。

## 6 交付金活用の要件

### (1) 活動組織の要件

ア 最低3名以上の人員で構成されていること。

イ 福岡県内に活動地及び事務所があること。

ウ 活動組織の運営に関する規約等が定められていること。（様式第8号）

エ 会費の徴収等により自立的に活動できる組織であること。

オ 活動組織の構成員が地域の多様な者で構成されていること。

- カ 活動内容が、地元の自治体、自治会、集落などのニーズに対応するなど地域の活性化に寄与していること。
- キ 活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。
- ク 採択された場合、年度ごとにモニタリング調査及び安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施すること。

## (2) 活動地の要件

- ア 活動組織の代表者と里山林の所有者の間で下記の事項を定めた協定（様式第9号）を3年間以上締結していること。

※活動組織や活動組織の構成員が里山林の所有者である場合であっても、活動組織と所有者との協定書の締結が必要となります。

- イ 地目が「山林」であること。

※地目が田・畑など山林以外の場合、非農地証明書等の書類が必要となります。

- ウ 森林経営計画が策定されていないこと。

## (3) その他の要件

- ア 事業開始年度より3年間の活動計画を策定し、3年以上の継続した活動を行うこと（活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります）。
- イ 本交付金事業の経理は、他の事業と区別して経理を行い、金融機関に本交付金専用の預金口座を設けること。
- ウ 本交付金事業に関する要綱・要領その他関係書類の内容に沿って活動を行うこと。
- エ 本交付金事業に必要な事務処理や書類の整理が出来ること。地域協議会で定める期日までに、必要書類を作成し、提出できること。
- オ 連絡のやり取りや必要書類の作成等に、パソコン、電子メール、ワード・エクセル等が使えること。

## 7 申請手続きのながれ

### (1) 対象となる里山林の要件を確認

対象となる里山林が所在する市町村に次の事項を事前にご確認ください。

ア 活動予定地の地目が山林であること。

イ 森林経営計画が策定されていないこと。

(申請者から各市町村へ書面をもってご確認をおねがいします)

ウ その他の土地利用上の制約の有無。

※ 例えば、景観保護条例等

※ 登記地目が農地の場合は、申請時に非農地証明書等の添付が必要です。

※ 活動する里山林が保安林等の場合、別途作業許可の申請が必要です。

※ 樹木を伐採される場合、別途伐採届の提出が必要な場合があります。

### (2) 書類の作成

次の表の①～⑪の書類を作成し、提出期限までに福岡県森林組合連合会へ提出してください。計画2年日以降の方で計画内容等に変更がない場合は⑦～⑪の書類を提出してください。

申請に必要な書類の様式は、福岡県森林組合連合会 HP に掲載しております。

※申請にかかる費用は自己負担となります。



←福岡県地域協議会ホームページ (様式ダウンロード)

提出書類一覧

書類の種類	様式番号	提出年度
①活動組織規約、参加同意書	様式第 8 号	初年度申請時に提出。 ※計画期間内にその内容に変更があった場合はその都度提出する。
②協定書	様式第 9 号	
③活動計画書	様式第 11 号 必要記載事項等 ・現地写真（複数枚が望ましい） ・活動の目標とモニタリング調査方法の記載 ・傷害保険の名称	
④活動計画図（森林計画図が望ましい）	1/5000 かそれ以上に詳細な縮尺で面積を図測できる図面（ <b>地形図※等高線が記載されているもの</b> ）であること。 縮尺が掲載されていること。 各年度の活動範囲、活動タイプ等を分かりやすく図示すること。	
⑤森林簿等	対象となる里山林の面積、所有者等が記載された書類。	
⑥安全対策 ・緊急時の連絡体制表 ・安全管理計画書	新規で申請する活動組織、また代表者・安全管理責任者の変更等があった場合	
⑦採択申請書	様式第 12 号	毎年度、申請時に提出。
⑧森林経営計画・森林施業計画の策定の有無について	対象となる里山林について、市町村に依頼（回答書を添付）	
⑨資機材の見積書（2 者以上）、カタログ等	資機材・施設の整備を申請する場合 資機材が複数の場合は個別金額の 1/2 または 1/3	
⑩農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」		
⑪環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート		

### (3) 書類の提出

- ・上記期間内に必要書類一式を紙媒体で提出してください。申請日は、受付期間内の日付としてください。申請書類到着後、内容に関する問い合わせや現地確認を行います（追加書類の提出を求める場合があります）。
- ・内容に不備が多い場合、求めに対して速やかに対応いただかない場合は、審査の対象になれません。

### (4) その他（申請書類提出後）

- ・審査の結果、採択、不採択については文書にて通知します。（6月下旬予定）
- ・申請内容は、福岡県森林組合連合会、林野庁、福岡県、各市町村で情報を共有しますので予めご了承ください。

## 8 申請にあたっての注意事項

交付金の申請にあたっては、本事業実施要領、国が作成している手引き等をよく読んで、各種手続きを始めてください。

- ア 申請する里山林の面積は、協定を締結した里山林のうち、当該年度内に活動を行う箇所面積です。
- イ 里山林の面積は森林計画図等の図面（縮尺 1/5000 以上）から算出しても構いません。図測できない場合は実測すること。面積は平面積とします。
- ウ 活動推進費は、3 か年計画の初年度のみ認められます。
- エ 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ及び森林機能強化タイプの同一年度・同一箇所で重複利用は認められません。
- オ メインメニューである地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプは h a 当たりの単価であるため、面的な活動が求められます。サイドメニューの歩道・作業道の作設、土留め等は、面的な里山林の整備作業と組み合わせて実施してください。
- カ 森林機能強化タイプの活動は、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施し、もしくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができます。ただし、計画期間内に同一里山林内で地域環境保全タイプまたは森林資源利用タイプの活動を実施する必要があります（同一年度の実施は不可）。
- キ 関係人口創出・維持タイプの活動は、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施できる場合に限り実施することができます。

ク 森林機能強化タイプは、延長1m以上（小数点第一位以下切り捨て）で申請してください。延長は水平距離とします。

ケ 活動組織で行うことが難しい危険な作業等については、一部を森林組合などに作業委託することができます。

作業委託を計画される場合は、申請時に委託契約の見積書の添付が必要のほか、活動実施後は委託契約書、完了届・完了検査調書の提出が必要です。

※活動全体を委託することは認められません。

コ 資機材・施設は、活動規模、活動面積、活動内容に合った適切なものを対象とします。活動計画内容に沿って必要なものを計画的に申請してください。

複数の機材を購入申請される場合は、それぞれ金額の1/2または1/3（百円未満切り捨て）の金額を申請してください。なお、中古品の購入は認められません。

※リースした場合（リース単価×活動予定日数）と比較し、交付金の負担額が少ない方を採用します。

※購入後は活動組織で管理し、処分制限期間内に処分又は目的外使用した場合は、交付金を返還していただきます。

サ 不正行為や資機材を処分制限期間内に処分または目的外使用をした場合は、交付金を返還していただきます。

シ 採択額は交付金の上限であり、最終的な交付額は活動終了時の現地状況と実施状況報告を確認した上で算定した金額となります(実績に応じて減額となることがあります)。

## 9 お問い合わせ先

福岡県森林組合連合会〔地域協議会〕

担当：門脇、濱崎、木村

TEL 092 - 712-2171 FAX 092 - 721-9676

E-mail kadowaki@fukuoka-moriren.org

hamasaki@fukuoka-moriren.org